



☎先着 ㊦定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

	項目	日時	場所	問い合わせ☎
一般相談	行政相談	①9月12日(金) 午前10時～正午 ②9月17日(水) 午後1時30分～3時30分	①吉川支所 相談室 ②市役所 5階501会議室	秘書広報課
	司法書士による相談 要予約 ㊦6名	9月11日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付：9月1日(月)～10日(水)正午まで	市役所 2階入札室、 入札控室	
	土地境界相談 要予約 ㊦6名			
	弁護士による相談 要予約 ㊦8名	9月18日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付：9月1日(月)～3日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
	建築なんでも相談 要予約 ㊦2名	①9月12日(金)、②26日(金) 午後1時30分～ (1人50分) 受付：各相談日の1週間前まで	①市役所 2階入札室 ②市役所 5階504会議室	
	市民ふくし相談 日常生活の困りごとなど	①9月1日(月) 午後1時30分～4時 ☎ ②9月10日(水)、17日(水)、27日(土) 午前10時～午後3時 ☎	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
	司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ㊦3名	9月11日(木) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
	人権相談	①月～金曜 ☎ ②9月5日(金)、③18日(木) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
	農地相談	9月12日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
	税務相談 要予約 ㊦4名	9月10日(水) 午後1時30分～3時30分 ☎ 受付：9月8日(月)まで	市役所 3階税務課	税務課
DV・いじめ・こころ	若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	9月16日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
	DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	DV相談室	DV相談室 82-8300
	子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
	こころの相談 (電話相談) うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	☎89-2471	健康増進課
虐待	青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後4時 ☎ 予約優先	教育センター 2階	教育センター 82-8686
	児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 2階 こども福祉課	こども福祉課 83-2266
	高齢者虐待相談	月～金曜 ☎	①地域包括支援センター ②西部サブセンター ③吉川サブセンター	高齢福祉課 ①89-2337 ②83-0160 ③72-2222
女性・教育	女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 木曜 午後1時～4時 } 電話相談 ②火曜 午後1時～4時 } 予約相談 木曜 午前10時～正午 } (面接・電話)	①☎89-2354 教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331
	女性のための 弁護士相談 要予約 ㊦4名	9月24日(水) 午後1時50分～4時30分 受付：9月19日(金)まで【要事前面談】		
	あんしん教育相談 要予約	月～金曜 午前9時～午後5時	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者	障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☎	市役所 3階障がい福祉課	障がい福祉課 ☎89-2449
	福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②9月3日(水)、19日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	
	身体障がい者相談	9月13日(土)、17日(水) 午後1時～3時	ハートフルプラザみき 2階 身体障害者福祉協会	

三木警察署だより

☎82-0110

＼ストップ！ATMでの携帯電話／

〇〇市役所です

払いすぎた医療費を返すための書類を送りましたが、まだ提出されていません
今ならすぐにATMで手続きができます
△△銀行の担当者から手続きの方法を電話で説明します



△△銀行です

今日中に携帯電話とキャッシュカードを持って××のATMに行ってください
到着したらATMの操作方法を教えます



ATMで還付金は受け取れません

市役所や年金事務所が、医療費や保険料などを還付するためにATMの操作をお願いすることはありません。指示どおりにすると、犯人の口座にお金を振り込むように誘導されます。

【お願い】

- 携帯電話で通話しながらATMを操作するのはやめましょう。
- 携帯電話で通話しながらATMを操作する人を見かけたら、操作を中断するように声を掛けましょう。



消費生活相談

■ 強い口調に怖くなり不動産契約をしてしまった…

☎(市)生活安全課

相談事例

突然訪問して来た業者に住宅購入を勧められた。後日物件の内見に行った後、自宅で話をし、購入する意思はないので断ったが、業者から強く罵倒され怖くなって3,000万円で契約してしまった。業者は「依頼されて自宅で契約したからクーリングオフはできない」と言う。

会社に何度も電話があり、不動産購入を勧められ、「とにかく話を聞いてくれ」と言われた。内見の後、「本社は遠方なので自宅で話をしよう」と言われ承諾した。契約を断ると「営業妨害だ！おかしいだろう！」などと言われ契約してしまった。書類の「購入者の希望があり自宅で契約した」という欄にチェックさせられた。

アドバイス

- 不動産(投資用マンションなど)の購入を勧誘され、「話を聞いてくれ、内見に来てくれ」などと言われることがあります。購入の意思が無いならば、話を聞かず、内見にも行かないようにしましょう。
- 自ら業者を自宅に呼んで契約するとクーリングオフの適用除外となります。業者によっては、あえて購入者の自宅で契約させ、書類の「購入者の希望があり自宅で契約した」という欄にチェックを入れさせるなど、巧妙な手口を使うことがあり、注意が必要です。
- 不審な勧誘の電話はきっぱり断り、すぐに電話を切りましょう。契約後にクーリングオフが適応される場合がありますので、困った時は消費生活センターへ相談してください。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは 消費生活相談へ

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例はこちらから

